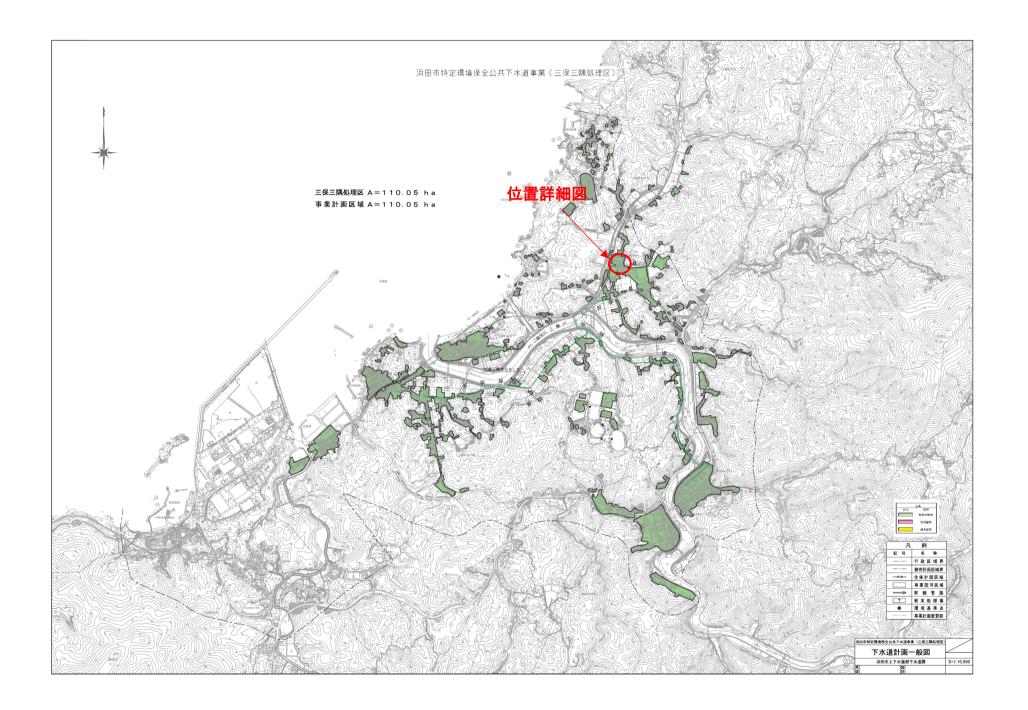
浜田市上下水道事業管理告示第 16 号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 235 号)第 5 条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和7年6月6日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 賦課対象区域
- (1) 浜田市三隅町西河内 458 番 3
- 2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所 浜田市上下水道部下水道課



## 位置詳細図

